

令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨に伴う 洪水警報・注意報の発表基準の暫定的な運用の廃止について

栃木県内の洪水警報・注意報の発表基準を、令和2年5月26日（火）13時から通常基準に戻します。

令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨により、多くの河川で堤防が決壊するなど、甚大な被害が発生しました。これに伴い、令和元年10月17日より、栃木県では洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を暫定的に引き下げて運用してきました。

今般、台風による被害の程度やその後の大雨での被害の発生状況、復旧状況を調査した結果、暫定基準を下記のとおり廃止し、栃木県内の洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を通常基準に戻すこととしました。

なお、注意警戒には引き続き「洪水警報の危険度分布」を適宜ご活用ください。

記

1. 暫定基準を廃止する日時：令和2年5月26日（火）13時
2. 暫定基準を廃止して通常基準に戻す市町：
宇都宮市、さくら市、上三川町、高根沢町、那須烏山市、茂木町、那珂川町、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町、日光市

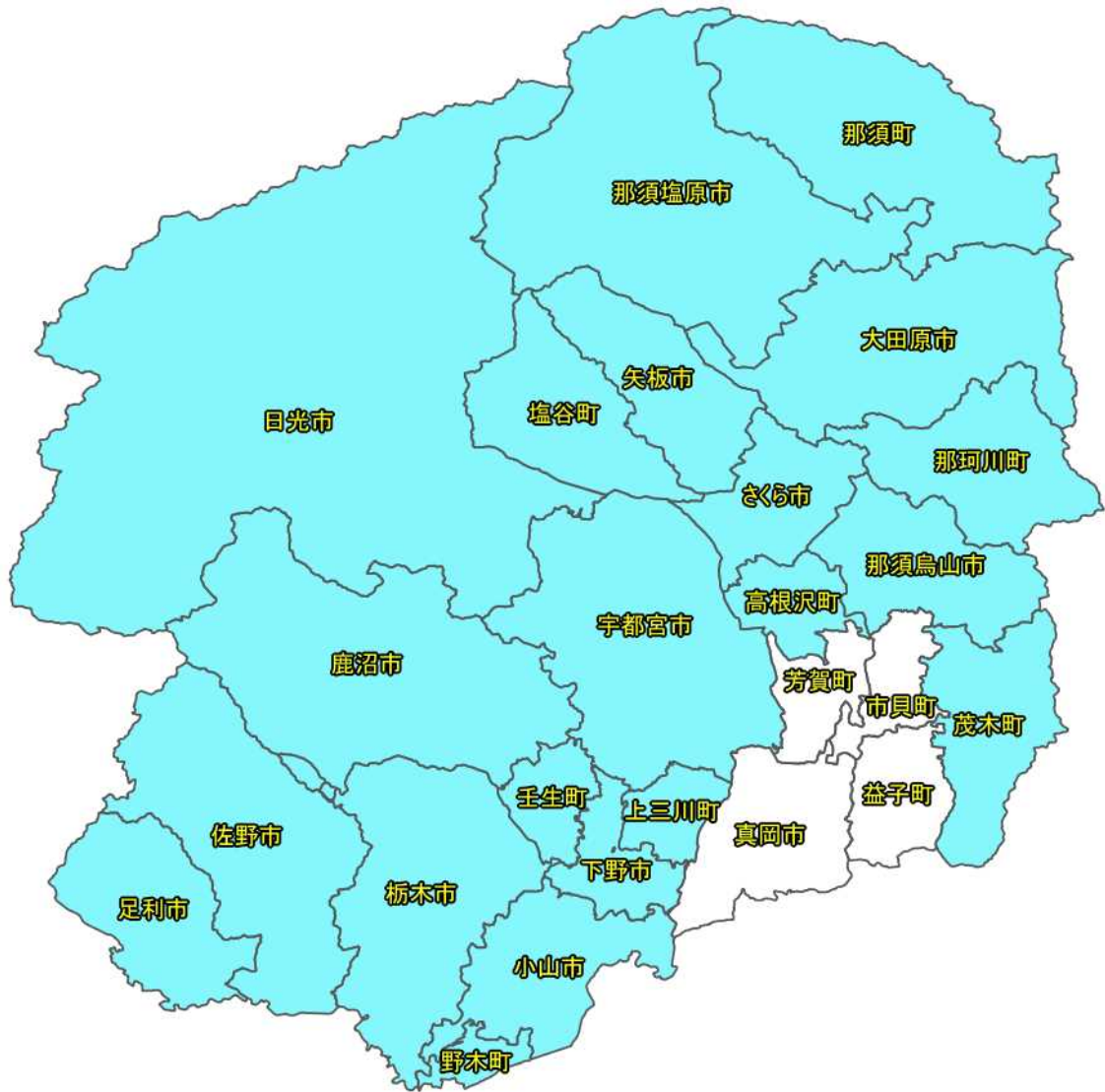
※上に記載のない真岡市、益子町、市貝町、芳賀町の4市町は、令和元年11月13日に通常基準による運用としています。

これにより、栃木県内の市町の洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）は、全て通常基準となります。

問合せ先：宇都宮地方気象台 担当 高橋・福地・清野
電話 028-635-7260 FAX 028-635-8377

いのちとくらしをまもる
防災減災

別紙



- 今回暫定基準を廃止し、通常基準に戻す市町
- 通常基準で運用している市町